全身感染症（結核、後天性免疫不全症候群、梅毒1期、2期、敗血症）の患者
急性腹症（消化管出血、イレウス等）の患者
悪性症候群、横紋筋融解症の患者
広範囲（半肢以上）熱傷の患者
手術、化学療法又は放射線療法を要する悪性腫瘍の患者
透析導入時の患者
手術室での手術を必要とする状態の患者
膠原病（専門医による管理を必要とする状態に限る。）の患者

別表第八　一類感染症患者入院医療管理料の対象患者

一　感染症法第六条第九項に規定する新感染症又は同法第六条第二項に規定する一類感染症に罹患している患者
二　前号の感染症の疑似症患者又は無症状病原体保有者

別表第九　回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数

一　脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態（発症後又は手術後二か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、一般病棟入院基本料（七対一入院基本料及び十対一入院基本料に限る。）、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料（七対一入院基本料及び十対一入院基本料に限る。）、総合入院体制加算、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料又は小児特定集中治療室管理料（以下「算定開始日数控除対象入院料等」という。）を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの二か月の期間から三十日を限度として控除するものとする。又は義肢装着訓練を要する状態（算定開始日から起算して百五十日以内。ただし、高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合は、算定開始日から起算して百八十日以内）
二　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態（発症後又は手術後二か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、算定開始日数控除対象入院料等を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの二か月の期間から三十日を限度として控除するものとする。）（算定開始日から起算して九十日以内）
三　外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態（手術後又は発症後二か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、算定開始日数控除対象入院料等を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの二か月の期間から三十日を限度として控除するものとする。）（算定開始日から起算して九十日以内）
四　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靱帯損傷後の状態（損傷後一か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、算定開始日数控除対象入院料等を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの一か月の期間から三十日を限度として控除するものとする。）（算定開始日から起算して九十日以内）
五　股関節又は膝関節の置換術後の状態（損傷後一か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料等を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの一か月の期間から三十日を限度として控除するものとする。）（算定開始日から起算して九十日以内）

別表第九の二　回復期リハビリテーションを要する状態

一　脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態
二　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態
三　外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態
四　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靱帯損傷後の状態
五　股関節又は膝関節の置換術後の状態

別表第十　精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料の対象患者

一　精神科救急入院料の対象患者
(1)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院する患者
(2)　(1)以外の患者であって、精神科救急入院料に係る病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定による入院（以下「医療観察法入院」という。）を除く。）をしたことがない患者
二　精神科急性期治療病棟入院料の対象患者
(1)　精神科急性期治療病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（医療観察法入院を除く。）をしたことがない患者
(2)　精神科急性期治療病棟を有する保険医療機関に入院している患者であって、急性増悪のため当該病棟における治療が必要なもの
三　精神科救急・合併症入院料の対象患者
一の(1)及び(2)の患者に加え、身体疾患の治療のため一般病棟に入院した後に精神科救急入院料に係る病棟に入院した患者（当該病棟での入院前三月間において精神病棟に入院（医療観察法入院を除く。）をしたものを除く。）

別表第十一　短期滞在手術基本料1が算定できる手術

一　短期滞在手術基本料1に係る手術

K005	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）	3　長径四センチメートル以上（六歳未満に限る。）
K006	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）	3　長径六センチメートル以上（六歳未満に限る。）
K008	腋臭症手術	
K068	半月板切除術	
K068—2	関節鏡下半月板切除術	
K093	手根管開放手術	
K093—2	関節鏡下手根管開放手術	
K282	水晶体再建術	
K474	乳腺腫瘍摘出術	
K508	気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）	
K510	気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）	
K653	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	1　早期悪性腫瘍粘膜切除術
K721	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	1　長径二センチメートル未満
K841—2	経尿道的レーザー前立腺切除術	